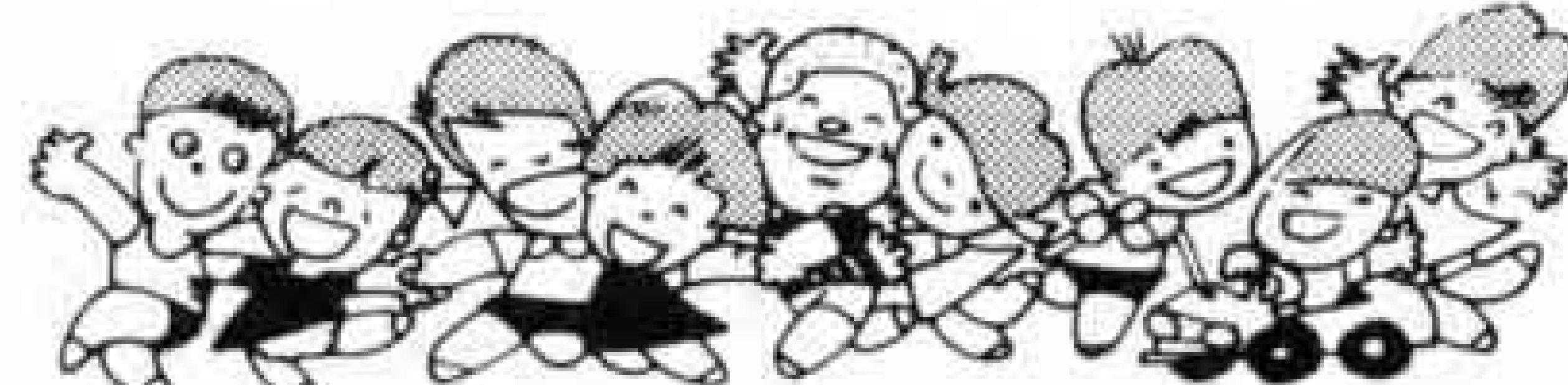




暮らしのたより



公職選挙法改正 政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

1、政治家（候補者、候補者となろうとする人や現に公職にある人）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある人に対して寄附をすること（政党や親族に対するものや政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除いてすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典（①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます）
- なお、政治家以外の方が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

2、有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると処罰されます。

3、政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報等も含まれます）を出すことは禁止されます。

4、政治家や後援会が、有料のあいさつ状広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体（後援会など）が、選挙区内にある人に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（名刺広告など）を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

5、後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体（後援会など）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなを問わず、処罰されます。

6、この改正は、平成2年2月1日から実施されました。〔1、2、4及び5によって処罰されますと公民権停止の対象となります〕

・・・新幹線新富士駅・・・
 ステーションプラザFUJI
 〈富士市新富士駅都市施設管理協会〉
 ☎62-0456
 各種展示会・イベントは第1・2
 展示場で
 会議・打合せは
 特別・第1・第2サロンで

社会福祉センター広見荘
 陶芸教室
卒業作陶展
 と き 2月19日(月)～24日(土)
 ところ 市役所2階市民ギャラリー
 問い合わせ 社会福祉センター
 広見荘 ☎21-5558

温水プールが
 休館します。
 休館日2月18日(日)～23日(金)
 ●プール用熱交換器など設備の法定
 点検のため休館しますので御注意
 ください。
 ●問い合わせ 富士総合運動公園
 温水プール☎36-2131



我が家のアイドル

応募写真が多いため、掲載ができています。しばらくお待ちください。



小長谷健太^{けんたち}ちゃん H1.4.9生
父・和正 母・美奈子（中里）「ほく、じゃんけん大好きなんだ、グー」



矢ヶ部友美^{ともみち}ちゃん S63.9.2生 友
祐^{すけ}ちゃん S59.8.20生 父・末喜
母・ヨシ子（大淵）「お兄ちゃんやさしいよ、大好きさ」



山本晃弘^{あきひろ}ちゃん H1.1.12生
父・茂明 母・恵子（増川）
「ほく、おすわりが上手に
できるようになったんだ」



渡辺恵里那^{えりな}ちゃん H1.3.28生
父・隆 母・理穂（中里）
「ママ～、ねがえりできた
けど、手が……」